

## 転用事実証明書について

- 1 内 容 農地転用許可を受けた土地で、現況が許可のあった事業計画どおりに完了していることを証明するもの
- 2 申請受付 毎月10日締切（土日祝祭日の場合は翌開庁日）
- 3 申 請 書 2部（転用事実証明願）
- 4 添付書類 以下のとおり（証明書類は申請前3カ月以内の原本とする）

（準備の際、口欄に✓してご確認ください。）

基本添付書類		
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書	…全部事項証明書に限る	法務局
<input type="checkbox"/> 公図の写し	…縮尺・方位が記入されたもの	法務局
<input type="checkbox"/> 現況写真	…撮影の方向を公図の写しに記載	
<input type="checkbox"/> 位置図（案内図）		
代理人が申請する場合		
<input type="checkbox"/> 委任状	…第三者のほか譲渡人（貸人）、譲受人（借人）いずれかが1人で申請する場合も必要	
その他個別内容に応じて添付		
<input type="checkbox"/> 農業委員会が必要に応じて求めるもの		

- 5 申請～許可のスケジュール  
毎月10日までに申請された案件は、農業委員会（毎月25日頃開催）で審議されます。  
許可となった案件については、許可書を交付する旨をお知らせしますので、窓口で許可書の交付を受けてください。
- 6 お願い 申請書提出後、その旨を担当農業委員へご連絡ください。